

会 議 開 催 案 内

令和7年度宮古市文化財保護審議会を次のとおり開催します。

令和7年9月19日

宮古市文化財保護審議会

1 開催日時 令和7年10月8日(水) 午後3時00分

2 開催場所 崎山公民館 多目的ホール

3 議 題

- (1) 令和6年度第2回宮古市文化財保護審議会に係る経過報告について
- (2) 令和7年度宮古市文化財保護事業報告について
- (3) 宮古市文化財保存活用地域計画推進協議会の会議結果について
- (4) 国登録有形文化財「盛合家住宅主屋」について
- (5) その他

4 傍聴定員 5人

5 傍聴の可否及び手続

- (1) この会議は、傍聴することができます。
- (2) 傍聴希望者は、上記の開催時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
- (3) 開催時刻を過ぎた場合は、入室できません。
- (4) 受付開始時刻は、午後2時30分です。
- (5) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい終了します。

6 問い合わせ先

宮古市教育委員会事務局 文化課
電話 0193-65-7526

傍 聴 要 領

宮古市文化財保護審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会等の長の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい受付を終了します。
- (3) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 会場内において、飲食及び喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内において、審議会等の長の許可を得ないで、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。